

施設基準について

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている医療機関です。

電子的診療情報連携体制整備加算 1

オンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しており、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
領収証発行の際に、算定した診療報酬の区分、項目の名称及びその点数または金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。

電子的診療情報評価料

くろめ診療情報ネットワーク協議会が運営している「アザレアネット」に参加しており、別の医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者様について、検査結果、画像情報等をネットワークを通じ閲覧し、当該検査結果や画像を評価して診療できる体制をとっています。

外来感染対策向上加算、発熱等患者対応加算

院内感染管理者である院長が中心となり、院内感染対策マニュアルを作成し全職員に院内感染防止対策に関する研修を実施しています。

少なくとも年4回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関または久留米医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加しており、新興感染症の発生を想定した訓練に少なくとも年1回参加しています。

当院は新興感染症の発生時などに自治体の要請を受けて発熱外来を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。

連携強化加算

連携している感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関に対し、過去1年間に4回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っています。

地域の医療機関、保健所との連携体制を強化し感染症対応をさらに充実させる取り組みです。

高度難聴指導管理料

専門的な耳鼻咽喉科学的検査の結果に基づき、高度難聴や感音難聴の患者様に対して療養上必要な指導管理を行っています。

耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料

15歳未満の遷延性または反復性の滲出性中耳炎の患者様に対し、計画的な療養指導と、状態に応じて28日以上長期投薬を行います。

外来・在宅ベースアップ評価料（I）

企業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く職員の賃上げを行い、人材確保に努め、患者様に良質な医療を提供できるよう国が導入したのとなつています。

これにより、当院も令和6年7月より算定を開始する運びとなりました。

職員の賃金引き上げに全て充てられますのでご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術

鼓室形成手術：手術実績のページをご覧ください。

レーザー機器加算

保険適応されているレーザー手術装置を使用した手術を行っています。

一般名処方加算

後発医薬品について、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方）を行う場合があります。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります